

経営形態論の本質 (I)

高岡義幸

目次

序

1 経営形態論の本質学説

- ① ドイツにおける経営形態論の本質学説
- ② アメリカにおける 〃 (以上本号)
- ③ 日本における 〃

2 経営形態論の本質学説の類型化

- ① 唯心論的経営形態論の本質学説の類型化
 - ①-1 ドイツにおける唯心論的経営形態論の本質学説の類型化
 - ①-2 アメリカにおける 〃
 - ①-3 日本における 〃
- ② 唯物論的経営形態論の本質学説の類型化
 - ②-1 日本における唯物論的経営形態論の本質学説の類型化

3 歴史的背景

4 批判とわれわれの説

- ① 唯心論的経営形態論の本質学説に対する批判
 - ①-1 ドイツにおける唯心論的経営形態論の本質学説に対する批判
 - ①-2 アメリカにおける 〃
 - ①-3 日本における 〃
- ② 唯物論的経営形態論の本質学説に対する批判
 - ②-1 日本における唯物論的経営形態論の本質学説に対する批判
- ③ われわれの説

序

理論科学としての経営学は、現段階の資本主義社会に存在する最も特徴的な個別経済である企業経済をその研究の対象とする。そして、企業経済は特徴的には個別資本の運動としてとらえることができる。この個別資本の運動は社会生活一般と密接に関連した社会的個別資本の運動であり、現実態としては企業として存在する。従って、この企業を形式的な側面から極めて包括的・概括的に把握するのが企業形態論・経営形態論と言われるものである。

これまで、企業形態・経営形態を論じた書物は数多くある。それらはみな、それぞれ特徴を持ったものではあるが、企業形態・経営形態の本質をグローバルな見地から総合的にさぐるうとしたものはほとんど無いと言っても過言ではないであろう。そこで、われわれは、ドイツ、アメリカ、日本という経営学の最も発達した諸国における代表的な学説を吟味し、そこから類型を取り出し、これを歴史的背景に照らして検討した後に、一体企業形態論・経営形態論は何を明らかにするために論じられているのかという点に焦点を合わせて、形態論の本質を明らかにしようとするものである。

全体を概観してみると、ドイツにおいては一般的に経営並びに企業の定義を検討することから始めて、経営経済学の総論を論ずる中で述べられているものがほとんどである。また、時代的な差異に注目した場合、そこには大体において、法律的観点に立って論ずるものから経済的な観点に立って論ずるものへという傾向がある。そこでわれわれは、A.カルメスとF.フインダイゼンの説をはじめとして、R.リーフマン、H.ニックリッシュ、K.メレロヴィッツ、E.ゲーテンベルクの学説を取り上げた。

これに対して、アメリカの場合には、ドイツにおいてみられるような、企業や経営の本質をさぐるうとした態度はほとんど無く、最初から研究分野を限って、しかも、実際的な面から実践にすぐ役立つことを目的として書かれたものが多い。そこでアメリカにおいては、D.S.キンボール、M.C.クロス、L.H.メイニ、H.V.チェリントン、L.P.アルフォードの学説を

取り上げた。その際、叙述の進め方の上で、ドイツの学説とアメリカの学説に対して全く同じ形式を用いることは無理な点もあるが、できるかぎり形式を整えるように心がけた。

尚、日本の学説については稿を改めて述べることにしたい。各説を配置する順序は原則として、それらが論じられた書物の第一版の発行年によることにした。ただし、実際に引用した版と初版との間に、内容の上で大きな変化が認められるものはこの限りではない。

1 経営形態論の本質学説

① ドイツにおける経営形態論の本質学説

(i) カルメス説およびフィンダイゼン説

A.カルメスによれば、企業の支配の形態は企業の規模と法律形態によって主として規定される。⁽¹⁾そこで彼は、法律形態の観点から、個人企業、人的企業、資本会社の三形態を挙げている。

次に、企業の規模と法律形態との間には一定の関係があるという考えに基づいて、これら両者の具体的関係を挙げている。すなわち、小経営はたいてい個人会社であり、中経営は個人会社か人的会社であり、大経営はたいてい資本会社である。⁽²⁾また、支配の内容について以下のように述べている。個人会社はたいてい所有者によって直接に支配されるが、人的会社はたいてい無限の保証責任をもつ社員、あるいは少なくともその社員の一人によって支配される。中・大経営においては株式会社と、それを変形した有限責任を持つ会社が優先的に採用され、そこにおいては、所有と支配が分離していることを述べている。⁽³⁾

(1) A. Calmes · Der Fabrikbetrieb, 7. Aufl., 1922(1. Aufl., 1906), S. 42.

(2) Vgl. A. Calmes · a. a. O., S. 42.

(3) Vgl. A. Calmes · a. a. O., S. 42~43.

企業形態を法律的地から論じようとする説として、F. フィンダイゼ

ンの説をも挙げることができる。彼によれば、経営とは、広い意味においては、内部企業の総体的経済運営(精神的・肉体的労働)を体現したものであり、企業とは、全体経済の枠組の中での個別経済の外部への現象形態である。そして、企業という概念はそれが企業の法的構成を外部に対して明らかにするかぎり形式的な重要性を持つ。従って、企業形態は企業の法的構成として特徴づけられるものであって、それは経営の衣服であり、企業形態の理論は衣服の作成のための理論である。しかし、この形態をとるか、あの形態をとるかという選択の基準となるのは経営の動機であって法学的立場ではない。従って、企業形態論は衣服の作成を通じて経営の目的に最も役立つためにはどうすればよいかを研究しなければならない。⁽¹⁾ すなわち、増地庸治郎氏も述べているごとく、フィンダイゼンの企業形態論は、ある特定の場合に如何なる法律形態を採用することが最も有利であるかという問題設定から出発したものである。⁽²⁾

(1) Vgl. F. Findeisen · Die Unternehmungsformen als Rentabilitätsfaktor, 1924, S. 9~10.

(2) 増地庸治郎 · 新訂企業形態論, 千倉書房, 昭和13年, 49頁参照。

以上のように、カルメスは企業の規模と法律形態の間に一定の関連性があることを明らかにし、企業形態をこれら両者によって規定される支配の形態としてとらえている。他方フィンダイゼンは企業形態を企業の法的構成として特徴づけ、それを収益性の重要な要素とみなす立場から論じている。⁽¹⁾

これら二つの説はいずれも純粋に法学的な立場のみから論じられたものではないが、法律形態による企業形態論から、経済形態によるものへの過渡的な存在として位置づけることができると考えられる。

(1) Vgl. F. Findeisen · Die Unternehmungsformen als Rentabilitätsfaktor, 1924, Vorwort, S. 11.

(ii) リーフマン説

リーフマンの企業形態論は国民経済的な観点からなされたものであり、これがまず彼の説の基本的な特徴となっている。彼の形態論は1918年の革命以後、ドイツにおいて「社会化」の問題が起こり、これが国民経済上の問題として緊急の課題となっていた時代を背景に書かれている。⁽¹⁾ すなわち、当時ドイツ国内においては事業国有論や共同経済論がもち上がり、全経済秩序の改造論が一般の風潮となっていた。しかし、リーフマンは一貫してそれらが無謀な計画であり、私企業と比較した場合極めて不器用で生気が無く、放埒な組織を旨とした議論であることを主張し、⁽²⁾ 個人主義的経済秩序に基づく交換経済に勝る原則は未だ全く発見されていないことを説いている。⁽³⁾ そこで彼は、これを裏づけるための現状分析として企業の本質から説き起し、企業形態別の特色を明らかにしたうえで私企業制度の優位性を説いている。また他方で、協同組合並びに公企業の存在理由を認めつつも、それらはあくまでも適用範囲の限られたものであることを述べている。⁽⁴⁾

(1) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmungsformen mit Einschluss der Genossenschaften und der Sozialisierung, 2. Aufl., 1921, (1. Aufl., 1912), Vorwort.

増地庸治郎・榎原 覚訳・企業形態論, 同文館, 大正11年, 原著者序及び序文参照。

(2) Vgl. R. Liefmann · a. a. O., S. 197~201.

増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 251~256頁参照。

(3) Vgl. R. Liefmann · a. a. O., S. 41.

増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 40頁参照。

(4) Vgl. R. Liefmann · a. a. O., Kapitel 3, 4.

増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 3, 4章参照。

ここで、彼の経営と企業に関する定義を挙げておこう。まず経営とは経済的活動のために存在する外界の諸設備、並びに組織と指導的労働者及び執行的労働者の活動を合わせたものであって、言い換えると、経済によって包含される技術的活動を指すところの技術上の観念である。⁽¹⁾ これに対

して企業は注文生産を基調とするところの家内経済が営利目的のために資本拡大によって市場生産を基調とするようになったところに生ずるものである。⁽²⁾ 言い換えると、企業は特別の資本金を基本とし、その財産を所有者の私有財産と区別し、その収益を所有者の他の所得と分離せしめることによって成立する。⁽³⁾ すなわち資本計算を基礎としている。更に言い換えると、企業とは心理的な効用と費消の比較をせずして純然たる貨幣計算を行ない、かつ物的資本が主として充用されている場合でも計算上は確定の貨幣資本が基礎とされていて、これに基づいて収益が計算されるころの営利経済である。⁽⁴⁾

- (1) Vgl. R. Liefmann・Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., 1921, S. 28.
増地庸治郎・榎原 覚訳・企業形態論, 同文館, 大正11年, 23頁参照。
- (2) Vgl. R. Liefmann・a. a. O., S. 12.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 3頁参照。
- (3) Vgl. R. Liefmann・a. a. O., S. 22.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 15頁参照。
- (4) Vgl. R. Liefmann・Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl., 1927, S. 50.
宮田喜代蔵訳・リーフマン経済学原論, 同文館, 昭和4年, 174～175頁参照。

さて、リーフマンは、経営の分類はその労働者の数によるのが常であるとして統計上の慣例に従ったものを挙げてはいるが、国民経済上重要な分類の基準としては下記の三項目を挙げている。⁽¹⁾

- ①企業内の労働特化(執行的労働と指導的労働の分離)
- ②社会的分化(指揮者と労働者とが別々の階級に属す)
- ③活動する市場の範囲

次に、彼は企業形態の分類をするに際して法律の設けた形式による観察を第二義的なものとし、これに替えて純経済的な観察を試みようとしている。⁽²⁾ そこで基本的な視点となっているのが企業者の数である。なぜなら、「経済的な観点からは企業者が一人または三人、四人であるか、あるいは

数百人、数千であるかという企業者の数が企業の経済形態にとって決定的な要因であるから」⁽³⁾である。言い換えると、法律形式の如何を問わず、数百人、数千人の所有者より成るところの大企業の存在することが国民経済上に重大な意義を持っているからである。なぜなら、このような企業にあつては必然的に企業所有 (Unternehmensbesitz) と企業指揮 (Unternehmensleitung) とが分岐するからである。⁽⁴⁾つまり彼は経営の規模、ひいては企業者の数の如何により企業所有と企業指揮が一致するか、あるいは分離するかを基準として企業の形態を考察している。彼は私企業をまず企業所有者が一人であるか、または数人であるかによって個人企業と会社企業とに区別し、⁽⁵⁾ 会社企業についてはこれを更に人的会社と資本公司とに分類し、資本公司の特色を企業所有と企業指揮の分離にあるとしている。⁽⁶⁾

リーフマンは企業の結合についても論じており、これを、危険分散、購買・販売機会の確保を目的とする経営大規模化の一つであるとしてとらえている。⁽⁷⁾ その他に、公共団体もまた企業を所有することができるため、ここに公企業が生まれたとして、公企業と公経済、公営造物を合わせて公経営として経営の社会化との関連でこれを論じている。⁽⁸⁾

ところで、先に述べた国民経済的意義ということを具体的に検討してみると、それは以下ようになる。つまり、会社企業が生まれたのは有価証券制度の発達のおかげであり、証券化による資本動化の効果には二つのものが考えられる。その一つは大企業に対する資本の集中が容易になったことであり、もう一つは大企業の収益が多数の株主に分配されることである。この第二の効果は丁度時代の要求に適う所得分配の実を挙げることを可能にした。しかし他方で、証券制度によって可能となった企業所有と企業指揮の分岐は不労所得者を増加させ、労働所得者との間の階級対立を生じさせたし、ドイツ海外事業の発展にも重大な影響を及ぼした。その他に、独立の小企業者が従属的な会社の使用人になる現象も現われた。⁽⁹⁾

(1) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmensformen, 2. Aufl., S. 30~31.
増地庸治郎・榎原 覚識・企業形態論, 同文館, 大正11年, 25~26頁
参照。

- (2) Vgl. R. Liefmann · a. a. O., S. 49.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 50頁参照。
- (3) R. Liefmann · Die Unternehmungsformen, 4. Aufl., 1928, S. 47.
占部都美・企業形態論, 白桃書房, 昭和44年, 110頁参照。
- (4) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., S. 49~50.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 50~51頁参照。
- (5) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., S. 46.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 45~46頁参照。
この両者を区別することの経済上の意義は, 利益分配, 危険負担, 資本調達における違いを指摘することにある。
- (6) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., S. 52.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 53頁参照。
- (7) Vgl. R. Liefmann · Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl., 1927, S. 58.
宮田喜代蔵訳・リーフマン経済学原論, 同文館, 昭和4年, 201~202頁参照。
- (8) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., Kapitel 4.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 4章参照。
- (9) Vgl. R. Liefmann · Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., S. 94~106.
増地庸治郎・榎原 覚訳・前掲書, 114~129頁参照。

以上述べたように, リーフマンの企業形態論はドイツ国民経済組織を論ずるための一つの現状分析として行なわれている。すなわち, 個人主義的経済秩序に基づく体制の方が事業国有論や共同経済論が目指す体制よりも勝れたものであることを明らかにするために, 彼は国民経済組織の細胞たる企業を経済的な視点から形態別に考察したのである。彼による企業形態分類の根本的視点は, 規模の異なる諸経営の混在から生み出された問題に注目したことにあり, 規模のちがいがから, ひいては企業者の数のちがいによって, そして更に詳しくは企業所有と企業指揮の分離を基準とすることによって, 各々の形態別の企業の存在意義を論じている。

(iii) ニックリッシュ説

ニックリッシュによれば, 経営経済学の対象は経営と呼ばれる経済単位

の生活である。その場合、経営は単に価値を生産する個別経済ばかりではなく、家政経済も含む。そしてここで言う経済単位の生活とは人間が価値をとらえて生産し、そして自らの欲求を充足するために価値を準備することである。⁽¹⁾

彼の経営概念によると、経営とは労働場所において道具と材料を備え、欲望充足のために設定した目的を実現するために活動している人間である。⁽²⁾ 従ってニックリッシュの言う経営は一方では企業⁽³⁾を、他方では家政経済を共に含み、すべての種類の経済単位を包含する。⁽⁴⁾ しかも、国民経済学が研究の出発点としてまず全体経済を取り上げるのに対し、経営経済学は第一に個々の具体的な経営を取り上げることを任務とする。そして更には経営と経営との関係をも研究の対象とする。⁽⁵⁾

- (1) H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, 7. Aufl. der wirtschaftlichen Betriebslehre, 1929, S. 6.
- (2) H. Nicklisch · Wirtschaftliche Betriebslehre, 5. Aufl. der allgemeinen kaufmännischen Betriebslehre, 1929, S. 36.
- (3) ニックリッシュの言う企業とは企業者によって運営される独立的派生経営である。(Vgl. H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, S. 168~169)
- (4) Vgl. H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, S. 6. 172.
- (5) Vgl. H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, S. 21.

シェーンブルークによれば、ニックリッシュ経営経済学の体系は三つの主要部分 — 経営の構造、経営の静態、経営の動態 — と、これらに対する土台であるところの「基礎」とから成る。⁽¹⁾ この基礎の部分には更に①根本概念論、②経営経済学的根本問題についての理論、③認識対象についての理論の三つから成っており、経営形態論はこのうちの③に属する。⁽²⁾ 経営形態論においては、まず形態を考察する二つの契機が示されており、次に、各々の形態間の違いが現実の経営の活動に対して如何なる根本的影響を及ぼすかが述べられている。

- (1) F. Schönplflug · Betriebswirtschaftslehre, 2. Aufl., 1954, S. 220.
古林喜楽監修、大橋昭一・奥田幸助訳・シェーンブルーク経営経済学、有

斐閣, 昭和45年, 196頁参照。

(2) F. Schönplflug · a. a. O., S. 224.

古林喜栄監修, 大橋昭一・奥田幸助訳・前掲書, 220頁, “ニックリッシュ 経営経済学体系の図式” 参照。

次に, 経営形態の分類基準となっている二つの契機を詳しくみてみよう。一つは経営の内的形成力の作用 (die Wirkung der inneren Formungskräfte) であり, 他の一つは経営の独立性の形態である。⁽¹⁾ 前者は経営に内在している諸作用に注目したものである。この作用は各々の経営に一つの全体として現われ, かつその形態を基礎づける内部関係の一つのシステムから構成されているものである。従って, この作用に基づく経営の形態は設備 (Anlagen) と人間 (Menschen) の様々な組み合わせの中に現われるし, また経営給付の費消価値の構成の中にも現われる。⁽²⁾ そこで, 実際に経営形態を成立させるところの形成力 (Formungskräfte) を生み出す形成力源 (Formkraftquelle) として, 具体的には下記の六項目が挙げられている。⁽³⁾

- ① 個々の経営の使命。
- ② 経営が使命遂行のために使用する装置に内在する技術的可能性。
- ③ 経営立地。
- ④ 経営が属している経済領域の資本諸関係とその領域の内部における資本提供者の地位。
- ⑤ 経営指導者の性格。
- ⑥ 因習的な諸関係。

これらは各々独自の形態形成力源として作用するわけであるが, 決して孤立的に存在しているのではなく, 相互に密接に関連し合ったものとして理解されるべきであることが強調されている。

(1) H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, 1929, S. 187.

(2) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 187.

(3) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 188.

次に、もう一つのアプローチによってとらえられた経営の独立性の形態をみてみよう。これは法的に規定された一連の諸形態から各々の経営が自己の内的諸関係と環境に対する経済的な諸関係に伴う制約との中で選択する法律的形式である。⁽¹⁾そして、この選択が行なわれる時に最も決定的な要因となるのが各々の経営に特有の目的である。⁽²⁾従って、まずこの目的の意味が明らかにされ、次にそれが位置づけられ、最後に経営がその目的のために装備されるところの価値(資本)の様式が決定される。⁽³⁾

以上のことから、独立性の形態はまず法的な形態を意味するものであるが、ニックリッシュは同時に各々の経営に対して独立性の経済的な形態をも考えている。経済形態の明確な定義は見あたらないが、それは個々の経営が自己の目的を遂行するためにとる固有の経済的関係をさすものと考えられる。⁽⁴⁾ところが他方で、すべての経営は必ず何らかの法律形態に属しているのであり、法律形態がそこに属する諸種の経営の欲求をどの程度満たしうるかが常に問題となる。⁽⁵⁾彼は、法律形態が着用されるべき衣服を表現しているのに対して、経済形態こそが経営の形態であるということもできると述べている。しかし、上述した通り法律形態と経済形態は全く無縁の関係にあるのではない。従って、法律形態を衣服と表現しても単なる衣服ではなく、それは意志形成のための器官と方法を予見し、かつ条件づけるものである。⁽⁶⁾

(1) Vgl. H. Nicklisch · Die Betriebswirtschaft, S. 187, 204.

(2) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 207.

(3) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 207~211.

(4) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 204~207.

(5) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 205~207.

(6) Vgl. H. Nicklisch · a. a. O., S. 204.

以上述べたように、ニックリッシュの経営形態論は彼の経営経済学体系の中ではまず認識対象についての理論として位置づけされている。そして実際に経営形態分類をするに際しては二つのアプローチがなされている。すなわち、一方で経営の使命、技術、立地等によって条件づけられた、設

備と人間の組み合わせによる形態が論じられており、他方において経営が自己の目的をよりよく達成すべく装う法律形態選択の問題と、またこの形態が経営の活動に及ぼす影響が論じられている。

(IV) メレロヴィッツ説

メレロヴィッツによれば、経営経済学は経済する経営についての学問であり、経営の合理的な指導 (Führung) を内容とする。すなわち、経営の設立と財務、生産手段の調達と生産物の販売、労働過程の組織化、そして、これらすべての事項を計算に合うように考慮することについての学問である。言い換えると、経営事象 (Betriebsgeschehen) を目的意識的に形成するための評価と選択、計画と配置に関する学問である。ただしその方法は常に個別経営の立場から観察するものである。⁽¹⁾ しかし、経営経済学は個別経営の内部過程にのみとどまってはならず、外部の市場との関係も研究せねばならない。また常に全体経済的ななかかわりの中から経営の立場を確認し、そこにおいて経営を形成することが経営経済学の使命である。⁽²⁾

次に、彼の言う経営とは仕事の計画的な継続的遂行であり、組織された作業実行である。従って、作業実行の目的の数だけ経営の種類がある。たとえば経済経営、公共行政経営、学校経営等である。しかしここで以後経営という場合は経済経営のみを指す。⁽³⁾

ところで、経済とは欲求の満足を目的として財貨を調達することであって、それは常に経営の内部で行なわれる。従って経営(経済経営)は欲求充足に必要なものすべてを含む。すなわち、作業場所、業務執行の手段と製造、要するに作業実行の技術と、更にはまた作業実行のための目的選択、目的設定、計画と前提的準備、会計的業務と貨幣取扱業務、すなわち経済を含む。このように、経営は技術と経済との総合であり、従って目的的选择である経済的領域と手段の選択である技術的領域とを持っている。⁽⁴⁾

(1) Vgl. K. Mellerowicz · Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11. Aufl., 1961 (1. Aufl., 1929), S. 38~39.

(2) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 39.

(3) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 17.

(4) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 16~17.

以上述べた通り、メロヴィッツは人間の本性としての欲求を経済の根本動因としてとらえ、経済すなわち欲求の満足を目的として財貨を調達すること、の行なわれる場所を経営と規定している。従って人間の欲求が永遠に存在する限り経営も永遠に存在する。⁽¹⁾ところが、経営は経済体制に織込まれているのであり、経済体制は歴史的現象として変化してゆく。従って経営も各々の経済体制によってそれぞれ異なった形態を持つことになる。この経営の歴史的形態がメロヴィッツの言う経営形態である。⁽²⁾

では、経営形態論が彼の経営経済学の全体系の中で占める位置をみてみよう。彼は第一に経営経済学の概念並びに構成を論じ、第二に経営を全体経済の肢体としてとらえた考察を行なった後、三番目に経営形態を論じている。そのあとで三つの経営的生産要素として労働、資本、組織の検討をふまえたうえで、生産理論、並びにその応用の問題を論じている。後で詳しく述べるように、彼は企業を経営形態の一つとして位置づけているが⁽³⁾経営経済学がこの企業のみを研究の対象とするのは学問の未熟さに基づく研究の不完全さのゆえであるという認識のもとに、経営のすべての歴史的形態を、従って企業のみならず、協同組合的経営及び共同経済的経営をもすべて経営経済学の対象として取り扱おうとしている。⁽⁴⁾従って、彼は本論としての生産（調達、製造、販売をも含めた意味での生産）に関する論述を展開する前に経営形態を考察することによって、企業とは異なった経営の形態も存在していることを指摘し、経営経済学の対象領域を明らかにしようとしていると考えられる。

(1) Vgl. K. Mellerowicz · Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11. Aufl., 1961, S. 17.

(2) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 18~19.

(3) K. Mellerowicz · a. a. O., S. 19.

(4) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 40.

彼が経営形態を分類する場合、基本的にはゾムバルト (W. Sombart) による経済体制分類を援用しており、経営がその中に織込まれうる経済体制として彼が挙げるのは下記の五つである。⁽¹⁾

- ①自己経済 (奴隷経済, 賦役領主制経済)
- ②手工業経済
- ③企業主義経済 (営利経済, 資本家的経済)
- ④協同組合経済
- ⑤共同経済

経済体制には、そこに用いられた技術以外にそれに適した一定の規律 (Ordnung) と経済意向 (Wirtschaftsgesinnung) が備わっており、後者は経済行為の目標を決定する。⁽²⁾ 上記の五つの経済体制の中で現存するものは後の三者であって、その各々に織込まれた経営がそれぞれ営利経済的経営、協同組合的経営、公共経営 (または共同経済的経営) であり、これが彼の言う経営形態である。⁽³⁾ これら三者間においては技術の差異は無く、それらが追求する経済行為の目標において異なっている。営利経済的経営が追求するのは最大可能な利益であり、協同組合的経営はその成員の振興を目標とし、公共経営は欲求充足を追求する。⁽⁴⁾ このように、メロヴィッツが経営形態を分類する基準は一定の規律であり、従ってそれによって規定された経済行為の目標である。

(1) K. Mellerowicz · Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11. Aufl., 1961, S.18.

(2) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 18.

(3) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., Kapitel III.

(4) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 18~19.

次に、メロヴィッツの言う企業とは、先に述べた経営形態の三つの基本形態の一つ、営利経済的経営を指す。企業は、そこで用いられる技術に関して他の二つの経営形態と異なるものではないが、以下の点においてそれらと異なる。すなわち、私的な個別経営、生産手段の私的な所有権、完全な危険負担、計算可能性、最大の利益を目標とすること等である。⁽¹⁾

また、企業の形態はその法律形態から明らかになるのであり、これが彼の言う企業形態である。⁽²⁾そして、個々の企業形態の法律上の本質的特徴はその保証責任にあり、経済上の本質的特徴は①企業者職能執行の方法、②収益分配の方法、③財務の方法、の3点において明らかとなる。⁽³⁾中でも財務の基盤は企業形態の経済上非常に重要な分類基準、本質的基準の一つである。⁽⁴⁾このように、彼は一応法律形態に依拠して企業形態を分類し、各々の形態間において、上に述べた法律上並びに経済上の本質的特徴が如何に異なっているかを明らかにしようとしている。

(1) K. Mellerowicz · Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11. Aufl., 1961, S. 19~20.

(2) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 118.

彼は企業をまず個人企業と会社企業に大別し、次に、会社企業を人的会社と資本会社に分けた後、更に前者を三つに、後者を六つに分類している。

(3) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 119.

(4) Vgl. K. Mellerowicz · a. a. O., S. 120.

メロヴィッツは上に述べた企業の形態と区別しなければならないものとして更にその集中形態を挙げている。集中形態はその法律形態においては企業の源初形態のそれと同じであるが、その構造においては合同 (Zusammenschluß) ・ 合併 (Verschmelzung) によって成立したものであるから、この点で源初的企業形態と段階上の区別がなされる。しかしその性質においては大部分が企業経済である。⁽¹⁾集中形態の主なもの、カルテル、利益共同体、コンツェルン、トラストであり、これらの間の主要な相違点は目的設定および結合の種類と程度である。⁽²⁾

(1) Vgl. K. Mellerowicz · Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11. Aufl., 1961, S. 118.

(2) K. Mellerowicz · a. a. O., S. 145.

以上のように、メロヴィッツは経営を欲求の満足を目的として財貨を調達することの行なわれる場所としてとらえ、それは技術的領域と経済的領域を持っていると考えている。そして、その経営の歴史的形態が経済体

制の制約を受けた固有の目標を持っていることに注目し、これを基準とすることによって企業以外の経営も存在することを明らかにし、経営経済学の対象領域を明示したうえで、各経営形態間並びに経営形態の一つとしての企業の形態間の違いを描き出そうとしている。

経営形態論は全体系の中では基礎論的、方法論的考察と、経営の構造的、機能的分析の間に位置し、それらを結合し、かつそれらの前提として、内部過程、内部構造分析の前提としての役割を果たしている。

(V) グーテンベルク説

グーテンベルクによると、経営経済学は経済学における一つの独立部門であり、経営事象の経済的側面を対象とする。しかも、特にこの対象を個別経済的な観点から考察する。⁽¹⁾ そこで、対象となるべき経営を彼は以下のようにとらえている。すなわち、経営は給付生産 (Leistungserstellung) と、給付販売 (Leistungsverwertung)、それに財務面 (finanzielle Sphäre) の三大部分領域から成立する。従ってそれは単に技術的形成体としてだけでなしに、技術的、商事的、財務的部分領域を包括した統一体として把握されている。⁽²⁾

ところが、経営経済学の対象たる経済的諸事象のうちには経営が指導され、かつ全体の経営現象が形成される諸原則がある。それは経済体制の如何を問わず、あらゆる経営に等しく妥当する経営活動の原則としての体制無関連的 (systemindifferent) な原則と、それぞれの経済体制からはじめて理解されるような原則としての体制関連的 (systembezogen) な原則とである。⁽³⁾

(1) Vgl. E. Gutenberg · Einführung in die Betriebswirtschaftslehre, 1958, S. 9.

池内信行訳・グーテンベルク経営経済学入門、千倉書房、昭和39年、3頁参照。

(2) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre, Bd. 1, 2. Aufl., 1955 (1. Aufl., 1951), S. 2.

溝口一雄・高田 馨訳・経営経済学原理, 第一巻, 千倉書房, 昭和32年,
2頁参照。

- (3) Vgl. E. Gutenberg・Einführung, S. 185.
池内信行訳・前掲書, 271頁参照。

経営形態の決定要因に関する論述は彼の「経営経済学原理」全三巻のうち第一巻「生産論」の中で、しかもそこでは第一部「生産要素の体系」、第二部「結合過程」に次いで第三部として論じられている。言い換えると第一部と第二部でまず経済体制に依存しない原理、すなわち経済性の原理によって導かれる内容を展開し、それを第三部において体制関連の事実をもって補完するという組み立てになっている。⁽¹⁾ この体系からわかる通り彼の言う経営は単に経済性原理によって行なわれる生産要素の結合以上のものであり、それには、その時々属する経済体制から生ずる要素が含まれている。⁽²⁾ 従って、経営活動は常に体制関連の諸事実からその意味を賦与され、その諸事実が確認されるときにはじめて様々な経営発展に対する全貌が明らかになる。この全貌は経済体制の歴史的な発展とその現在の状況のうちに示されており、これこそがゲーテンベルクにおける経営経済学の対象である。⁽³⁾

彼は経営形態の分類を通じてすべての経済体制における経営的現象形態を明らかにしようとしており、可能な決定要因と、従って可能な経営形態の全状態を考慮することによって、経営経済学が対象として包括しうる全領域に対して展望を与えようとしている。しかし、彼が特に意図しているのは実際目的のための企業と経営の概念構成ではなくて、企業の一種の本質規定である。⁽⁴⁾ 従って、彼が実際経営経済学の対象としているのは企業であるということができよう。⁽⁵⁾

- (1) 長岡克行「ゲーテンベルクの経営経済学」、海道 進・吉田和夫編・ドイツ経営学説史, ミネルヴァ書房, 昭和48年, 第7章, 137~143頁参照。
(2) Vgl. E. Gutenberg・Grundlagen, S. 322.
溝口一雄・高田 馨訳・経営経済学原理, 第一巻, 千倉書房, 昭和32年,
337頁参照。

- (3) Vgl. E. Gutenberg・Einführung, S. 188.
池内信行訳・グーテンベルク経営経済学入門, 千倉書房, 昭和39年, 275
～276頁参照。
- (4) Vgl. E. Gutenberg・Grundlagen, S. 383.
溝口一雄・高田 馨訳・前掲書, 398頁参照。
- (5) 吉田和夫・ドイツ企業経済学, ミネルヴァ書房, 昭和43年, 193～196頁
参照。

これまで述べたように、経営はその意味と課題を、経営にその形態と内容を与える決定要因からはじめて受け取る。⁽¹⁾ 言い換えると、経営過程に付加的に現われる決定要因によって経営は一つの全く一定の経済的、社会的、および精神的な状況のうちはその地位を与えられ、そこに、一定の経済体制に特有の経営形態が成り立つ。⁽²⁾ そこで、グーテンベルクがこの決定要因として挙げるのが、前述した体制関連事実に関わる下記の五つの原理である。⁽³⁾

- ①自律原理 (das Autonomieprinzip)
- ②営利経済的原理 (das erwerbswirtschaftliche Prinzip)
- ③器官原理 (das Organprinzip)
- ④計画的給付生産の原理 (das Prinzip plan bestimmter
Leistungserstellung)
- ⑤適正の原理 (das Angemessenheitsprinzip)

これらのうちで①と③並びに②と④がそれぞれ対立関係にあり、⑤は他の四つの原理と同様、経済体制の社会的および精神的前提から生まれる決定要因ではあるが、一つの特別な範疇として常に一定の形態形成力を持っている。⁽⁴⁾

次に、グーテンベルクは、先に挙げた経営活動の指導原理の他に経営の内部社会的構造にも眼を向け、この領域にも経済体制の特別の社会的前提が表現される事態が認められうるか否かを確定しようとしている。中でも特に経営的意志形成 (betriebliche Willensbildung) の問題に的をしぼり、この問題と、各経済体制が成立させる各種の経営形態との関係を究明しようとしている。⁽⁵⁾ なぜなら、経営的意志形成の問題をその時々解決

する方法が、経営または企業の経済的な性格のみならず、その社会的な性格、ひいては経営形態をも規定するからである。⁽⁶⁾ この問題領域における原理は下記の二つであり、両者は互いに対立関係にある。

- ⑥ 単独決定の原理 (das Prinzip der Alleinbestimmung)
- ⑦ 共同決定の原理 (das Prinzip der Mitbestimmung)

- (1) Vgl. E. Gutenberg · Einführung, S. 188.
池内信行訳・グーテンベルク経営経済学入門, 千倉書房, 昭和39年, 276頁参照。
- (2) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen, S. 325.
溝口一雄・高田 馨訳・経営経済学原理, 第一巻, 千倉書房, 昭和32年, 340頁参照。
- (3) E. Gutenberg · Grundlagen, S. 350~351.
溝口一雄・高田 馨訳・前掲書, 366頁。
- (4) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen, S. 344.
溝口一雄・高田 馨訳・前掲書, 359頁参照。
- (5) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen, S. 351.
溝口一雄・高田 馨訳・前掲書, 366頁参照。
- (6) Vgl. E. Gutenberg · Einführung, S. 35~36.
池内信行訳・前掲書, 44頁参照。

ここに挙げた諸原理のうちで、自律原理、営利経済的原理、単独決定の原理を特有標識とするのが「企業」と呼ばれる資本主義的経営形態であり、この形態は所有と管理の分離を基準として企業家経営と管理者経営とに分かれる。⁽¹⁾ これら三原理の他に更に、利潤制限の原理としての適正の原理が加わるとき「公共経営」が生まれる。⁽²⁾ 他方、器官原理、計画的給付生産の原理、共同決定の原理を標識にすれば「全体計画経済的経営」が生まれる。この経営形態は、それに参加する共同決定者の違いによって更に三つに分類される。⁽³⁾

- (1) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen, S. 382.
溝口一雄・高田 馨訳・経営経済学原理, 第一巻, 千倉書房, 昭和32年, 396~397頁参照。

「企業」を資本主義的経営形態とする点においてはメレロヴィッツと同じであるが、メレロヴィッツがそれを歴史的な背景からとらえて、所有権、危険、利益、計算可能性等をメルクマールとしているのに対し、ゲーテンベルクは歴史性を表に出さず経営の指導原理と経営意志形成からとらえている。

(2) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen, S. 345.

溝口一雄・高田 馨訳・前掲書, 360頁参照。

(3) Vgl. E. Gutenberg · Grundlagen, S. 378.

溝口一雄・高田 馨訳・前掲書, 392頁参照。

共同決定者は①経営構成員(労働), ②公共利益の担い手, ③中央指導的な計画機関。

以上のように、ゲーテンベルクは経営を技術的・商事の・財務的部分領域を包括した統一体として、しかも経済体制に特徴的な構成体として把握し、体制関連事実としての経営活動の指導原理と経営の意志形成の問題を経営形態の決定要因として取り上げている。そして、経営形態の分類を通じて、すべての経済体制における経営的現象形態を明らかにすることにより、経営経済学の全対象を明らかにしようとしており、特に企業の本質を規定することに経営形態の分類の重点を置いている。

② アメリカにおける経営形態論の本質学説

(i) クロス説

第一次大戦後、アメリカ合衆国においては大企業が続々と生まれた。そういう時代にあつて、企業組織と管理を担当する教授であつたクロスは当時の企業の傾向に着目し、企業組織を研究対象にとり上げ、その全貌を明らかにしようとしている。⁽¹⁾ 中でも特に、サブタイトルが示すごとく、企業の構造と支配 (structure and control) を解明することに重点を置いている。

(1) Cf. M. C. Cross · Types of Business Enterprise, — Structure and Control —, 1928, preface.

さて、彼の言う企業 (business enterprise) とは「最大可能な純利益を獲得するように、生産要素 — 土地、労働、資本 — を、その無駄を最小限にしながら結びつける活動である」。(1) そして、「理想的な企業の形態とはそれに利害関係を持つ関係者が、その支配と利益を保持し、かつ危険を排除することができるもの」(2)である。クロスは企業関係を元来契約に基づくものととらえており、これは企業組織の場合も同様である。(3) 従って、企業組織の成員が自分達の契約関係を最も有利に調整しようとする試みの中から企業組織の形態に多様性が生ずると考える。(4)

(1) M. C. Cross · Types of Business Enterprise, 1928, p. 8.

(2) M. C. Cross · *ibid.*, p. 25.

(3) Cf. M. C. Cross · *ibid.*, p. 24.

(4) Cf. M. C. Cross · *ibid.*, p. 227.

次に、企業組織の形態の分類基準をみてみよう。彼はまず、企業組織を個人が構成単位となって成立したものと、すでに存在する企業同士の結合によって成立したものとに分け、前者を単純形態 (simple types) — または基礎形態 (basic types) — , 後者を連関形態 (inter-relationship types) と呼んでいる。これら両者はそれぞれ六つの形態に分類されているわけであるが、前者にこのような多様性が生じたのは、成員たる個人が自分達の契約関係を最も有利に調整しようとしたこと、(1) 言い換えれば、投資家に対する危険を軽減することによって、大きな資本の蓄積を可能にするために契約関係を如何に調整するかという試みの故であり、(2) 他方、後者に多様性が生じたのは、最大可能な有効性と能率をもたらされるように企業間の関係を調整しようとする活動の故である。(3) ちなみに、企業間の関係調整、すなわち集中化の根底には①競争の破壊的性格、②大規模生産の有効性、③景気循環、という三つの要因がある。(4)

クロスは、ここに挙げた単純形態と連関形態を連続した流れの中でとらえている。すなわち、前者は第一段階としての大規模資本獲得のための活動の中で生まれ、後者は、それに次いで第二段階として、互いに競争関係

にある企業間における、集中と大規模生産による利点の確保を目指した活動の中で生まれたものである。⁽⁵⁾

(1) Cf. M. C. Cross · Types of Business Enterprise, 1928, p. 227.

(2) Cf. M. C. Cross · ibid., p. 331.

(3) Cf. M. C. Cross · ibid., p. 227.

(4) Cf. M. C. Cross · ibid., p. 227~228.

(5) Cf. M. C. Cross · ibid., p. 331.

彼はまた、すべての形態を通じて、そこに作用する形態選択の要因を考察しており、これも一つのカテゴリ基準とみなしてよいものと考えられる。その要因は以下の通りである。⁽¹⁾

①主観的要因 (subjective factors)

- i 支配権限の程度。
- ii 危険分散。
- iii 参加者増加による利益の分け前の稀薄化。

②客観的要因 (objective factors)

- i 政府の介入の程度。

税金、政府機関への報告義務、その他の法的規制。

ここで主観的要因というのは、所有者、すなわち株主に対する利点を考慮したものであり、客観的要因というのは、行政機関による社会的な統制の程度を意味する。

(1) M. C. Cross · Types of Business Enterprise, 1928, p. 11.

以上のように、クロスは企業をその関係者の契約による結びつきとしてとらえており、そこにおいては、主観的要因としての支配、危険、利益、並びに客観的要因としての行政機関による統制を考慮して企業のとるべき形態が決定される。

第一次大戦後、大企業が次々と生まれたことは、自ら企業を営む人々よりもそこに雇われる人々の数を相対的に増加させた。そこで、大企業の全

貌を知ろうとする必要に答えるために、しかも、企業関係は基本的には契約に基づくものであるという発想のもとに、企業組織の構造と支配を解明する目的で論じられているのがクロスの企業形態論であると言えよう。

(ii) ヘイニィ説

ヘイニィが研究の対象とするのは企業の組織 (organization of business enterprise) である。彼は企業組織の経済的並びに法律的側面に焦点を合わせ、法律的な諸原則を述べると同時に、それらの包括的な考察を行なっている。⁽¹⁾ 彼の論述の体系は下記の三つの部分から成っている。すなわち、まず第一に、企業組織の諸形態を歴史的な視点から、連続的な進化発展 (evolution) の中でとらえた分析。第二に、コーポレーション (corporation) の全般的な分析、そして第三に、コーポレーションや企業結合 (combination) がもたらした弊害を、公共政策との関連で明らかにし、この問題に関する包括的かつ科学的な解決策を提示している。⁽²⁾

この体系からも推察される通り、彼は企業組織の問題を二つの視点から考察している。すなわち、個人的な立場からの考察と、社会的な公共利益の立場からの考察である。⁽³⁾ そして、彼は合衆国における企業組織の発展と特質を分析し、その中からコーポレーション並びにトラスト (trust) の問題 (= 独占的な企業結合の問題) を指摘したうえでそれらに対する試験的な解決策を与えようとしている。⁽⁴⁾

(1) L. H. Haney · Business Organization and Combination, 3rd edition, 1937 (1st edition, 1913), preface.

(2) Cf. L. H. Haney · ibid., preface.

(3) Cf. L. H. Haney · ibid., p. 4.

(4) Cf. L. H. Haney · ibid., subtitle.

ここで、彼の使う用語の定義を明らかにしておこう。まず、ビジネス (business) とは「財貨の売買を通じて富の造出と獲得を指向する人間の活動である」。⁽¹⁾ 次に、組織 (organization) とは「ある共通の目的実現のために、特定の要素が調和のとれた形で相互に適合されたもの」⁽²⁾を指

す。従って企業組織 (business organization) とは、土地、労働、資本の三要素が富の造出と獲得のために調和よく結合されたものを意味する。⁽³⁾

ところが、ヘイニィは上述の三要素に加えて更に第四の要素として企業心、すなわち企業者能力 (entrepreneurial ability) を挙げている。そして「土地、労働、資本の三要素が生産目的のために企業者能力によって組織され、方向づけられた、多少とも独立の複合体」⁽⁴⁾をビジネス・ユニット (business unit) と呼んでいる。彼の全体の論述から推察すると、この用語は、企業組織が静態的な意味で用いられているのに対して、活動体としての動態的な意味で用いられていると考えられる。しかし、彼は管理の問題にはほとんど触れておらず、あくまでも企業組織の問題に終始している。

(1) L. H. Haney · Business Organization and Combination, 3rd edition, 1937, p. 3.

(2) L. H. Haney · ibid., p. 6.

(3) Cf. L. H. Haney · ibid., p. 6.

(4) L. H. Haney · ibid., p. 6.

次に、彼が企業組織の形態を分類する場合の視点、並びに基準をみてみよう。彼がビジネス・ユニットを分類する時の根本的な基準はその規模である。⁽¹⁾ そしてこの場合、ビジネス・ユニットは単純ビジネス・ユニットと複合ビジネス・ユニットに大別される。⁽²⁾ 前者は個人が構成単位になるもので、それぞれの場合において、単位としての個人同士が単純にしかも直接に結び合わされたものであり⁽³⁾、後者は、すでに存在している会社がその操業単位としてのそれぞれの存在を保持しながら、他方で、より大きなビジネス・ユニットを形成するために、相互の結合によって生まれたものである。⁽⁴⁾ 従って、前者は生産単位の規模を、他方後者は企業結合の問題を主として考察することになる。⁽⁵⁾

ところで、注意すべきは、彼が企業組織形態を分類する基準として歴史的な生産形態の発展の視点を置いていることである。すなわち、彼は企業組織を生産形態の進化発展の視点からもとらえている。それによると、企

業組織は下記の五段階に分類され、企業結合はその第五番目に位置づけられている。⁽⁶⁾

- ①原始的な家政 (primitive household)
- ②ギルド制度 (gild system)
- ③家内工業制度 (domestic system)
- ④工場制度 (factory system)
- ⑤企業結合 (combination) ないしトラスト制度 (trust system)

また彼は、生物学的な進化の発想を取り入れており、企業組織も分化 (differentiation) と統合 (integration) が平行して進行する中で、より複雑なものへと発展すると考えている。⁽⁷⁾ すなわち、個人に始まった単純組織の形態がシンプル・コーポレーション (simple corporation) としてその頂点に達し、次に、このシンプル・コーポレーションを出発点としてコーポレーション自身や、その他の単純組織による結合形態が発達する中からついに再びコーポレーション (複合コーポレーション) として頂点に達すると考えている。つまり彼はサイクル及びそれに基づく進化発展の中で企業組織の形態をとらえている。⁽⁸⁾

(1) Cf. L. H. Haney · Business Organization and Combination, 3rd edition, 1937, p. 18.

(2) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 24.

(3) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 142.

(4) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 31.

(5) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 24.

(6) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 34~36.

(7) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 40~41.

(8) Cf. L. H. Haney · *ibid.*, p. 298.

以上のように、ヘイニィは生物学的な発想のもとに、歴史的な進化発展の中で企業組織の形態をとらえており、しかも、個人の利益並びに公共利益の両面から考察をしている。より具体的には、公共政策の必要性のみならず、パートナーシップとコーポレーションの間のギャップをうめるような有限責任の組織が必要であることをも説いている。⁽¹⁾

このような分析によって、ヘイニィはアメリカ合衆国における企業組織が直面する問題、特に、コーポレーションや企業結合運動がもたらした弊害と、これを修正しようとする公共政策との問題に対して解決策を与えるべく、そのための現状分析と企業の位置づけのために企業組織の形態を論じている。

- (1) Cf. L. H. Haney · Business Organization and Combination, 3rd edition, 1937, preface.

(iii) チェリントン説

チェリントンが研究の対象とするのは企業組織 (business organization) と金融 (finance) の問題である。⁽¹⁾ 彼は本来金融論の教授であるが、企業組織の形態と金融の方法の間には密接な関係があるという考えを持っており、企業組織の研究者も金融の研究者も共に同じ課題に関心を持っていると述べている。従って、彼の見解に従えば、企業組織の問題と金融の問題との間には類似した諸点があるので、両者はいずれ一つの統合された課題へと移行する明らかな傾向がある。⁽²⁾

- (1) Cf. H. V. Cherrington · Business Organization and Finance, 1948, preface.
 (2) Cf. H. V. Cherrington · ibid., preface.

さて、チェリントンの言うところによれば、企業組織とは企業目的を追求するための、高度に専門化された機構であり、一人またはその他もっと多数の危険負担者達が、自分達の経済的な機会を拡大できるようにするために存在するものである。⁽¹⁾ 一般に企業組織と言った場合、その意味するところは広く、いわゆる企業形態を意味するところの組織の主要形態と、管理目的のための内部組織とがある。彼がここで用いているのは前者の意味での企業組織である。⁽²⁾

次に、企業組織の形態を分類する基準を検討してみよう。一言で言えば、

企業組織に関する基礎的な諸問題はすべて経済的な問題であり、経済的な利点を考慮したうえで形態の選択がなされる。⁽³⁾ その場合、現実には選択の範囲は非常に限られたものであるが、もし純粹に、しかも合理的な判断がなされるとすれば下記の五項目が判断の基準となる。⁽⁴⁾ ①法的性格、②所有、③主導権、④金融、⑤存続性がそれである。彼はこれらの項目について各々の形態間の違いを述べ、各々の長所、短所を明らかにしている。

また彼は企業組織の諸形態を単純形態 (simple types) と複合形態 (compound types) の二つに大別して考察している。前者は「それ自身一つの単位であり、他の如何なる組織からも法的に独立した組織である」。これに対して後者は単純組織同士の結合の結果生まれたものであって、「もし結合がなされない場合にはお互いに完全に独立した形で活動を遂行している企業同士が相互の協力を推進するために作る組織である」。⁽⁵⁾ 複合形態を分類する基準は、①金融上の利点の大小、②組織の支配者がその地位を持続させ易いか否か、③組織に対する政府の態度等である。⁽⁶⁾

(1) Cf. H. V. Cherrington · Business Organization and Finance, 1948, p. 317, foot note.

(2) Cf. H. V. Cherrington · ibid., p. 3.

(3) Cf. H. V. Cherrington · ibid., p. 4.

(4) Cf. H. V. Cherrington · ibid., p. 5.

(5) H. V. Cherrington · ibid., p. 3.

(6) Cf. H. V. Cherrington · ibid., p. 270.

以上のように、チェリントン企業組織を企業目的追求のための高度に専門化された機構としてとらえ、その成員が自分達の経済的な機会を拡大するために、いくつかの経済的な要素を検討したうえで企業組織の形態が決定されると考えている。中でも特に、企業組織の形態と金融の方法との間には密接な関係があるという考えの下に、企業設立時の企業金融の問題のみならず、設立後の問題をも含めて、企業金融の諸方法は企業組織の形態に直接影響を与えるものとして、企業の形態を企業金融の側面からとらえることの重要性を問題としているといえよう。

(IV) キンボール説

キンボールが研究の対象とするのは工業組織 (industrial organization) である。⁽¹⁾ 工業企業 (industrial enterprise) の規模が拡大したり、そこにおける諸行程がより精密になったり、あるいはまた、競争がよりきびしくなるにつれて、従来そこで用いられていた用具や諸行程、並びに管理方法がもはやその時々々の要求に適わなくなるために工業組織は変化をよぎなくされることがある。⁽²⁾ しかし、工業組織はそれ以外にもまた新しい役割を担わされることによって変化をせまられることもある。すなわち、現代工業が出現するまでは工業は、今考えてみれば奇妙なほどの低い評価しか与えられていなかったが、しかし、今や工業は文明社会のビジネス (business) であり、我々に係わりのある諸問題の過半数は何らかの形で工業問題に関係を持っている。従って、工業は付随的なものでも、あるいは単なる個人的な利益を獲得するための手段でもなく、それは今日の文明社会の重要な基本的特徴とみなされるようになった。⁽³⁾

ここに挙げたような諸要因によって工業組織の問題はその重要性を著実に増してきた。そこで、インダストリアル・エンジニアリング (industrial engineering) 担当の教授であったキンボールは工業組織を研究の対象としてとり上げ、その諸特徴の起源と成長とを解明しようとしている。

(1) Cf. D. S. Kimball・Principles of Industrial Organization, 6th edition, 1947 (1st edition, 1913), preface.

(2) Cf. D. S. Kimball・ibid., preface.

(3) Cf. D. S. Kimball・ibid., preface.

キンボールによる工業組織研究の体系は以下のように整理できる。まず第一に工業の背景、工業企業の成長等より成る歴史的考察、第二に組織問題の考察、そして最後に生産活動に関する考察の三つの部分に大別することができる。この分類に従えば、企業形態は第二番目の組織問題に関する部分に属し、その中で工業の所有 (industrial ownership) の問題として論じられている。このように彼の論述は歴史的な背景の考察から始まっており、その中でまず現代の工業組織の起源をさぐるようとしている。そこに

において彼は現代の工場制度 (factory system) 出現以前に存在した三つの生産様式を明らかにしたのち⁽¹⁾、現代工業が示す五つの傾向⁽²⁾を示し、その中でも企業規模⁽³⁾の拡大が最も重要であることを指摘している。⁽⁴⁾

さて、この現代工業の諸傾向は単に工業様式に影響を与えるのみならず、工業の所有や工業組織、そして更には社会的・政治的構造にも影響を与える。具体的に言えば、大規模生産は大衆による所有や大衆からの資金調達に刺激を与え、このことは現代の大コーポレーションを生み出し、ひいては管理層の拡大をも生み出す結果となった。⁽⁵⁾ 工業の成長はいつもほとんどすべての種類の工業企業 (industrial undertakings) の組織様式の変更を伴い、所有の形態の変更を必要とする場合が多い。従って、現代の工業組織の様式を理解するためには現代の企業所有の様式を理解することが不可欠となる。⁽⁶⁾

- (1) Cf. D. S. Kimball・Principles of Industrial Organization, 6th edition, 1947, p. 8~9.

三つの生産様式とは、①手工業制度 (handicraft)、②家内工業制度 (domestic system)、③古い工場制度 (old factories) である。

- (2) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 42.

五つの傾向とは、①規模の拡大、②専門化、③標準化、④極度な分業、⑤組織や管理における、より科学的な方法の採用。

- (3) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 44~47.

「規模」をはかるめやすとなるものは、投下資本量、生産物の価値、一企業当りの従業員の数、一企業当りの動力使用量等である。

- (4) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 42.

- (5) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 94~95.

- (6) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 105.

ここで企業形態論としての工業の所有の問題をもう少し詳しくみてみよう。19世紀の終り頃までは工業の所有問題はそれほど面倒な問題ではなかったが、工業規模の拡大に伴う経済的利得や工業分野の拡大の結果、より大きな設備や資本が必要となったことなどによって大衆による所有や大衆からの資金調達が生まれ、これらが分業や労働の専門化などにも影響を与

えて管理層の拡大を生じさせることとなった。これらの現象と並行して工業組織は拡大の一途をたどり、その解明のためには企業所有の様式を理解することが不可欠となった。⁽¹⁾

先にもふれた通り、キンボールは現代工業の示す諸傾向の中で企業規模の拡大を最も重視しており、これを、①個々の企業が単独で成長する場合と、②いくつかの複数企業が統一された統制の下で集中(concentration)によって成長する場合とに分けて考察している。⁽²⁾そこで、所有の形態を分類する場合にも、まず個人所有をはじめとした個別企業の所有形態を述べ、次に、それらによる結合の形態を述べており、合計八種類の形態が挙げられている。⁽³⁾これらはほぼ法律規定に従った分類であり、キンボールは各々の形態の法律面から見た相違点、並びに実際活動に対する長所、短所、それに各々の形態が生まれた必然性等を述べている。⁽⁴⁾

(1) Cf. D. S. Kimball・Principles of Industrial Organization, 6th edition, 1947, p. 8.

(2) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 42.

(3) Cf. D. S. Kimball・ibid., p. 105.

(4) Cf. D. S. Kimball・ibid., ch. 7.

以上のように、キンボールはインダストリアル・エンジニアリングの立場から現代の工業組織の解明を試みており、更にこれを現代の工場管理に関連させて考察しようという意図がうかがわれる。⁽¹⁾すなわち、まず現代の工業組織の起源をさぐるために歴史的な背景を掘り起し、その中から現代工業が示す諸傾向を明らかにした後、企業規模の拡大をはじめとするこれらの諸傾向が企業所有、企業財務等を変化させることによってコーポレーションをはじめとする現代の企業形態を生み出した結果、管理の面にも新しい様式が編み出されたことを指摘している。

従って、キンボールによる工業の所有問題に関する研究について言えることは、彼がそれを現代の工業組織を解明するための不可欠の前提として位置づけていることであり、⁽²⁾更にまた、各形態における具体的展開はほとん

どなされていないけれども、各所有形態が現代の企業管理に対して如何なる関連を持つものであるかを明らかにしようとする意図がみられると言うことができよう。⁽³⁾

- (1) Cf. D. S. Kimball · Principles of Industrial Organization, 6th edition, 1947.

このことはこの著書のまえがきや9章から12章までの内容からうかがわれる意図である。

- (2) Cf. D. S. Kimball · *ibid.*, p. 105.

- (3) Cf. D. S. Kimball · *ibid.*, ch. 7.

工業の所有問題を論じたこの章の中で彼は管理問題にも触れている。その一つはコーポレーション内での重役会、役員等がどのように管理権を行使するかを扱ったものであり (p.113), もう一つはトラストにおいて支配が如何に貫かれているかを扱ったものである (p.116)。

(V) アルフォード説

アルフォードが研究の対象とするのは工業管理 (industrial management) である。⁽¹⁾ 科学的管理 (scientific management) の分野において卓越した地位を占めていた彼は⁽²⁾科学的管理の根本的発想 (philosophies) と根本原理 (fundamentals) を刻々変化する経済状況に適応させるべく、改めて整理し直してみる必要性からこの研究を行なっている。特に第二次大戦後、工業管理の概念と実践において多くの変化が生じ、また工業における人間関係についても根本的発想の変化が起った。そこでこのような変化の中で工業管理の基礎原理と実践が、変化しつつある工業の諸要求に如何に適応してきたか、また現在しつつあるかを明らかにすることによって工業管理の基礎原理と実践を浮き彫りにしようとしている。⁽³⁾

- (1) Cf. L. P. Alford · Principles of Industrial Management, revised edition, 1951 (1st ed., 1940), preface.

- (2) Cf. W. J. Jaffe · L. P. Alford and the Evolution of Modern Industrial Management, 1957, introduction.

- (3) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, preface.

次に、彼の論述の体系は以下の通りである。⁽¹⁾ 第一に工業並びに工業管理の発展、第二に支配 (control) と運営 (operation) のための組織の理論、その後には資材管理 (control of materials), 時間標準 (time standards), 労務管理 (labor management) 等が続いている。彼の論述を通じての第一目的は工業における支配の諸原理と諸方法を提示することにある。⁽²⁾ 彼は現在の機械化時代をもたらした工業の発展過程を明らかにすべく、その歴史的背景をさぐり、それによって、機械化を基礎とする現在の工場制度 (factory system) がそれまでの家内工業生産 (domestic production) と手工業生産 (handicraft production) の時代を経て1900年頃完成したものであることをひもといている。そして、この工場制度の完成によってそこには新しいタイプの管理と支配が生まれたことを明らかにしている。⁽³⁾

また、現代工業を支える機械化生産を実現するためには多額の資金が必要であり、このことは当然工業の所有権に大きな変化をもたらした。すなわち、従来、用具 (tools) の使用者によって握られていた所有権は投資に対する見返りにのみ関心を持つ不在所有者 (absentee owners) の手に移っていった。その結果、労働者と投資家の間には専門の管理者が存在することとなった。⁽⁴⁾ このことは当然新しいタイプの管理と支配を生み出したのであり、ここにみられる所有者と専門管理者との分離は工業における支配を究明することを必要ならしめた。⁽⁵⁾ このような理由からアルフォードは企業形態に関する研究を所有形態の角度からとらえている。

(1) Cf. L. P. Alford · Principles of Industrial Management, 1st edition, 1940, preface.

(2) Cf. L. P. Alford · ibid., preface.

(3) Cf. L. P. Alford · Principles of Industrial Management, revised edition, 1951, p. 19~26.

(4) Cf. L. P. Alford · Principles, revised edition, p. 68.

(5) Cf. L. P. Alford · Principles, revised edition, p. 68.

アルフォードは工業の所有の問題を二つの方向から論じている。その一つはいわゆる単独の企業の形態を意味するところの狭義の所有の形態であり、他の一つはこれらの個々の企業同士の結合の形態である。前者はほぼ法律規定に従った分類であって、プロプライエタリーシップ(proprietorship)からコーポレーション(corporation)まで七つの形態が挙げられている。これらを分類する要素は収入、危険、支配であり、それは一面で、投資家がこれらの要素にどの程度係わりを持つようとするかによって異なった形態が形成されるとアルフォードは考えている。⁽¹⁾従って、所有形態のちがいはその企業の管理並びに支配を基本的に条件づけるものとなる。

他方、企業結合はその結合の強さのちがいにによってカルテル(cartel)やプール(pool)からコンソリデーション(consolidation)に至るまで八つに分類されている。これらは一般的には節約をもたらすために形成されるのであるが、より本質的な理由は独占と取引の制限によって利益を拡大することであり、あるいはまた企業結合の推進者達が結合の結果自分達に対して生ずる利益を得ようとすることである。また、彼は所有と支配の特別な形態として政府所有も挙げている。⁽²⁾

このように、アルフォードによる企業形態の研究は所有形態が企業の管理・支配を如何に条件づけているかという視点からなされていると考えられる。この点に関して、たとえば、所有形態を論ずる章の中で管理について以下のようなことが指摘されている。

プロプライエタリーシップでは完全な支配権限が企業所有者個人によって握られており、パートナーシップにおいては原則として各パートナーが同等の代表権を持つ。⁽³⁾そしてコーポレーションにおいては代議制の原理に基づく権限の委譲によって他の企業形態におけるよりもっと能率的な管理やあるいは管理内部での、よりすぐれた協力が得られること⁽⁴⁾並びに株主が企業の管理に活発な役割を果たせない欠点があることなどが述べられている。⁽⁵⁾そしてまた、管理権能についても触れられており、そこでは株主によって選出された重役と、重役会によって選出された役員とによる企業の方針並びに統制の実行に関する問題が論じられている。⁽⁶⁾その他企業

結合の場合にも、たとえばホールディング・カンパニー (holding company) においてはどの程度の株式所有によって会社の支配が可能となるかが述べられている。⁽⁷⁾

- (1) Cf. L. P. Alford · Principles of Industrial Management, revised edition, 1951, p. 68.
- (2) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, p. 68, 83.
- (3) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, p. 69~70.
- (4) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, p. 75.
- (5) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, p. 76.
- (6) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, p. 80~81.
- (7) Cf. L. P. Alford · *ibid.*, p. 85~86.

以上のように、アルフォードは工業管理を論ずる中で、それを条件づけるものとして所有の側面から企業の形態を考察していると考えられる。すなわち、彼はまず生産形態の歴史的な解明を通じて、工場制度の誕生と共に新しい管理様式としての科学的管理法が編み出されたことを明らかにし、次いで工業の機械化実現のために多額の資金を必要としたことが不在所有者や専門管理者を生み出すと同時に企業の所有形態に変化をもたらしたことを述べている。そこで、彼は企業の所有形態が工業の管理・支配を条件づけることに注目し、この点から企業の形態をとらえている。

キンボールがアルフォードと同様に所有形態の角度から企業形態を考察し、それを工場管理分析に生かそうとする意図は持っていたが、彼の場合やはり管理を前面に出すことができず、工業組織の分析に重点が置かれていたのに対し、アルフォードは企業の内部に目を向け、企業形態の分析においても、管理の視点を導入しており、そうすることによって、工業の歴史的発展過程の分析と現代工業企業の管理の分析とを媒介する役割を、企業形態の考察に与えていると解釈できるであろう。

(本論文の作成に当たって、私の恩師である本学の稲葉襄教授、並びに神戸大学の宗像正幸助教授の一方ならぬ御指導をいただいたことに対し、心から感謝申し上げたい。)